

近畿大学原子炉の再稼働に向けた現状

Present situation for resuming the operation of UTR-KINKI

*芳原 新也¹, 杉山 亘¹, 左近 敦士¹, 橋本 憲吾¹,
山西 弘城¹, 若林 源一郎¹, 伊藤 哲夫¹

¹近畿大学原子力研究所

2016年5月11日に近畿大学原子炉（以下、「近大炉」という。）の新規制基準に対する設置変更が許可された。原子炉を再稼働させるためには「設計及び工事の方法の認可」を受けて原子炉施設の変更工事を実施することと、原子炉施設の運用約束である保安規定の認可を受けることが必要となる。本発表においては、近大炉の再稼働に向けた上記作業の状況を報告する。

キーワード：近畿大学原子炉、再稼働、認可、保安規定、設計及び工事の方法

1. 緒言

2013年12月に施行された「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（以下、「試験炉構造基準規則」という。）により、日本国内の試験炉に対する法定技術基準が更新された。2016年7月現在において、全ての試験研究炉は再稼働に係る行政手続きの最中にあり、運転を停止した状態にある。近大炉は、2016年5月11日に試験炉構造基準規則に適合しているとして設置変更の許可を受けたが、再稼働に向けて幾つかの認可・合格を受ける必要がある。本発表においては、上記工程の現状について報告する。

2. 再稼働までの手続き

試験研究炉において、設置変更許可の後、原子炉の再稼働には次の5工程；①保安規定の改訂、②品質保証活動体制の更新、③設計の変更及び工事の認可（以下、「設工認」という。）、④使用前検査、⑤施設定期検査において、それぞれ認可・合格を受ける必要がある。

許可の下りた設置変更許可申請書に記載の全事項については、運用規定または設備機能で実現する必要があり、①保安規定改訂及び③設工認に基づく工事がこれにあたる。また、設工認にあたり品質保証活動体制を「試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」（以下、「試験炉設工認品証規則」という。）に適合させる必要がある。なお、試験炉設工認品証規則解釈は、実用炉設工認品証規則解釈と同様の記載内容となっているため、試験研究炉事業者においては、日本電気協会の「原子力安全のためのマネジメントシステム規定」（JEAC4111-2013）又は同程度の品質保証活動体制を整備する必要がある。

上記の手続き後に、更新した設備の使用前検査及び運転停止後に延長継続している施設定期検査に合格して、原子炉の運転を再開させることが出来る。

3. 近大炉の現状

近大炉においては、2016年7月4日現在において、保安規定の改訂申請及びヒアリング及び品質保証活動体制の更新及び設工認の一部の申請まで完了している。当日は、近大炉における上記手続き及び進捗状況について報告する。

*Sin-ya Hohara¹, Wataru Sugiyama¹, Atsushi Sakon¹, Kengo Hashimoto¹, Hirokuni Yamanishi¹, Genichiro Wakabayashi¹, Tetsuo Itoh¹

¹Kindai Univ. AERI